

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 給料表等について

- (1) 現行の給料表（医療職給料表(一)及び第二号任期付研究員の給料表を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。
- (2) 教育職給料表(二)については，(1)による改定後の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。また，職務の級が特 2 級である職員については，教職調整額の支給対象とすること。
- (3) 平成18年 3 月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で，その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるものを除く。))にあつては，当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし，その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの((4)に掲げる職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。) には，給料月額のほか，その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
	3 級	1 号給から32号給まで
	4 級	1 号給から16号給まで

教育職給料表(一)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
教育職給料表(二)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
教育職給料表(三)	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで
第一号任期付研究員の給料表	-	1 号給
特定任期付職員の給料表	-	1 号給

(4) 平成18年 3 月31日から引き続き教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。)のうち、平成18年 4 月 1 日以後に職務の級がこれらの給料表の 3 級又は 4 級である職員となった職員で、その者の受ける給料月額が平成18年 3 月31日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に

1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) には , 給料月額のほか , その差額に相当する額を給料として支給すること。

2 期末手当・勤勉手当について

(1) 平成21年度の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし , 同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については , 同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

イ 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については , 同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 平成22年度以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし , 同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については , 同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし , 同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

イ 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし , 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については , 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし , 同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

3 時間外勤務手当について

正規の勤務時間外にした勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すること。

4 義務教育等教員特別手当について

支給月額を11,700円とすること。

5 改定の実施時期

以上の改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、1の(2)、2の(2)及び3については、平成22年4月1日から実施し、4については、速やかに実施すること。